

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県立大船渡病院が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 調達件名及び数量 | 移動型X線透視診断装置 一式 |
| (2) 調達件名の特質等 | 別紙仕様書による |
| (3) 納入期限 | 令和8年3月31日 |
| (4) 納入場所 | 岩手県立大船渡病院(岩手県大船渡市大船渡町字山馬越10番地1) |

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を有し、令和5・6・7年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 岩手県内に本社(本店)を有する者又は岩手県外に本社(本店)を有しているが、岩手県内に支店等を有しており、その支店等が(3)の資格を有している者であること。
- (5) 入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止措置基準（平成12年3月30日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、仕様審査等に必要な書類として、次の書類を令和8年2月24日（火）午後5時までに13（4）の場所に1部提出しなければならない。なお、郵便による提出も認めるが期日必着とする。

ア 一般競争入札参加申請書（様式第1号）

イ 定価見積書（調達物品及び搬入等費用を含む定価）又は標準価格見積書（消費税及び地方消費税抜き）又は。なお、定価又は標準小売価格見積書の提出に当たっては、次の事項を記載すること。

(ア) 提出年月日

(イ) 入札参加者の住所、氏名及び押印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）、電話及びFAX番号、担当者氏名（問合せ先）

(ウ) 調達件名

(エ) 数量

(オ) 仕様（当該購入物品の製造メーカー及び製品規格等が明示されていること。）

(カ) 納入期限

(キ) 納入場所

ウ カタログ等（仕様が確認できるもの）

(2) 前項イ・ウに定める提出物について、公示日時点ですでに提出済の場合は提出を省略できる。

(3) 3(1)の書類を提出した者は入札日の前日までの間において当該書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 提出された書類は、岩手県立大船渡病院において審査するものとする。

(5) 審査結果は、令和8年2月26日（木）までにFAX又はメールにより通知する。

(5) 本件入札に対して質問がある場合は、書面（様式は任意。FAXによる提出可）により令和8年2月24日（火）午後2時までに13(4)の場所に提出しなければならない。
なお、回答は入札参加者に対し令和8年2月26日（木）午後5時までにFAXまたはメールにより回答する。

4 入札の方法等

(1) 1(1)について総価で入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(2) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印を押印しなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(3) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

5 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年3月3日（火）午前10時00分

(2) 場所

岩手県立大船渡病院3階中会議室

6 入札保証金

免除

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

(1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書

(2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書

- (3) 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が二つ以上提出した入札書
- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

8 入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) あて名は、「岩手県立大船渡病院長」とする。
- (4) 入札金額
- (5) 件名
- (6) 規格
- (7) 数量
- (8) 納入期限

9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、医療局財務規程（昭和 51 年岩手県医療局管理規程第 6 号）第 190 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

11 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。入札執行回数は 3 回を限度とし、この限度内において落札者がいない場合は、入札を打ち切るものとする。

12 契約に関する事項

- (1) 落札者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 落札者が保険会社との間に岩手県立大船渡病院を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。

イ 落札者が過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを2件分以上提出したとき。

(2) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県立大船渡病院に帰属する。

(3) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

13 その他

(1) 納入期限は、当該契約物品を持ち込み、検査に合格し、引渡を完了するまでの期限とする。

(2) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 契約者は、当該契約の完了後、その隠れたる瑕疵について補修又は取替えの責を負うものとする。

(4) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

岩手県立大船渡病院総務課管財係

電話：0192-26-1111 FAX：0192-27-9285

別添 1

○契約の保証について

(1) 落札者は、物品売買契約書案の提出とともに、以下の①から④のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。

① 契約保証金納付に係る領収書

[注] ア 契約保証金の金額に相当する金額の金銭の納付に係る領収書を病院長に提示すること。

イ 契約金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ウ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受託者は、業務完了後、契約金額の支払請求書の提出とともに契約保証金の還付を求める旨の請求書を提出すること。

② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等に係る有価証券納付書及び現品

[注] ア 契約保証金の金額に相当する医療局財務規程第 204 条に規定する契約保証金に代わる担保及び当該担保に係る有価証券納付書を病院長に提出すること。

イ 契約代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ウ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、有価証券等は県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受託者は、業務完了後、契約金額の支払請求書の提出とともに有価証券還付請求書を提出すること。

③ 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

[注] ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用共同組合、農業共同組合、水産業共同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、「岩手県立大船渡病院長 星田 徹」と記載されるように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、業務委託契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

エ 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、委託期間を含むものとすること。

キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 か月以上確保されるものとすること。

ク 契約金額の変更又は委託期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ケ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受託者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、病院長から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

④ 債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約に係る証券

[注] ア 履行保証保険とは、保険会社が、債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額填補方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の被保険者の欄には、「岩手県立大船渡病院長 星田 徹」と記載されるように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、契約金額の100分の5の金額以上とする。

カ 保険期間は、委託期間を含むものとする。

キ 契約金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ク 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1)の規定にかかわらず、医療局財務規程第203条のいずれかに該当するときは、契約の保証を付さなくてよいものとする。